

ローソン銀行クレジットカード「ローソン Ponta プラス」会員規約（本規約に同封する特約等を含みます。）および個人情報の取扱いに関する同意条項に同意されたうえで、本規約第1条に定めるカードをご利用ください。

なお、本規約に同意いただけない場合は、カードをご利用になる前に、カードを切断し、株式会社ローソン銀行にご返却ください。

## ローソン銀行クレジットカード「ローソン Ponta プラス」会員規約（2018.10.1 制定）

株式会社ローソン銀行

本規約および付随する特約・規程類をよくお読みいただいたうえで、カードをご利用ください。

本規約は、株式会社ローソン銀行（以下「当行」といいます。）が発行するカードのクレジットカード機能および提供条件につき、定めるものです。なお、本規約において「保証会社」とは、会員が連帯保証を委託した会社をいい、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）を指します。当行および三菱UFJニコスを総称して「両社」といいます。

### 一般条項

#### 第1条（会員）

1. 本規約に同意のうえ、両社に対し、両社所定の入会申込書等においてカードに入会を申し込み、両社が入会を承認した方を「会員」といいます。
2. 本規約に定めるクレジットカードは、「ローソン銀行クレジットカード（ローソン Ponta プラス）」（以下「カード」といいます。）とし、両社と Mastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.（以下「Mastercard」といいます。）が提携して、会員に対して発行します。
3. 会員は、カード利用により生じる当行に対する債務およびこれに関する手数料、利息、遅延損害金その他一切の債務（以下総称して「被担保債務」といいます。）について、三菱UFJニコスに対し連帯保証を委託するものとします。
4. 会員と当行との契約は、三菱UFJニコスが連帯保証を受託し、かつ両社が入会を承認し、所定の手続きが完了したときに成立します。

#### 第2条（カードの発行と管理）

1. 当行は、会員氏名、会員番号、カードの有効期限および Ponta 会員 ID 等（以下「カード情報」といいます。）を表示したカードを発行し、会員に貸与します。会員は当行よりカードが貸与されたときは、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。
2. カードの所有権は当行に属します。会員は善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を利用および管理しなければなりません。カードはカード上に表示され、署名欄に自署した会員本人以外の者（以下「他人」といいます。）は使用できません。また、他人にカードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供することや、カード情報を預託もしくは使用させることは一切できません。
3. 前項に違反してカードおよびカード情報が他人に使用された場合、その使用に起因して生じる一切の債務については、本規約を適用し、すべて会員がその責任を負うものとします。

4. カードの有効期限は、カードの表面上に表示された年月の末日までとします。当行が適当と認める場合には、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを送付します。
5. 当行は、会員がカードの盗難、紛失、毀損または滅失等により、カードの再発行を希望し、当行が適当と認めた場合、カードの再発行を行います。
6. 当行は、当行におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と当行が判断した場合、会員番号を変更のうえカードを再発行することができるものとし、会員は、これに同意するものとし、
7. 会員は、新しいカードの送付を受けたときは、当行が特に指示した場合を除き、従前のカードは、ただちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分（以下総称して「磁気ストライプ部分等」といいます）に切り込みを入れて破棄するものとし、
8. 会員が当行所定の方法により申し込み、当行が承認した場合、当行は、会員に対し、カードに付帯する他の機能を付した付帯カード（以下「付帯カード」といいます。）を発行し、貸与する場合があります。当行が付帯カードについて別途規定または特約等を定める場合、会員は、付帯カードの利用等について当該規定または特約等に従うものとし、

### 第3条（カード年会費）

カードの年会費は無料とします。

### 第4条（暗証番号）

1. 会員は、所定の方法によりカードの暗証番号（4桁の数字）を当行に申し出するものとし、ただし、会員からの申し出のない場合または生年月日、自宅の電話番号等から推測される番号等当行が暗証番号として不適切と判断した場合は、当行が所定の方法により暗証番号を登録する場合があります。この場合会員にその旨を通知します。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、カードおよびカード情報の利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号について盗用その他の事故があっても、そのために生じる一切の債務について会員が支払いの責任を負うものとし、ただし、登録された暗証番号の管理において、善良なる管理者の注意義務違反がない場合は、この限りではありません。
3. 会員は、暗証番号の変更を届出し、新しいカードの送付を受けたときは、従前のカードの磁気ストライプ部分等に切り込みを入れて破棄するものとし、

### 第5条（取引時確認）

1. 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認（本人特定事項（氏名、住居および生年月日）、取引目的ならびに職業等の確認）の手続きが、当行所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、またはカードおよびカード情報の利用を停止することがあります。
2. 会員は、会員が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定する国家元首、重要な地位を占める者もしくはこれらの者であった者またはその者の家族に該当する場合または該当することとなった場合は、当行所定の方法により遅滞なく当行に届け出なければなりません。

## 第6条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、会員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
2. 会員は、会員が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 当行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

## 第7条（カード利用可能枠）

1. 当行は、「カード利用可能枠」を審査のうえ決定いたします。会員は、第26条に定めるショッピングの利用代金、第28条に定める分割払いおよびリボルビング払い（以下「リボ払い」といいます。）の手数料、第32条に定めるキャッシングサービスの融資額および手数料、その他当行が提供するすべてのカード機能に関する利用金額および手数料等の未払債務の合計額が、カード利用可能枠を超えるカード利用はできない（ただし、第5項に定める当行の承認を得た場合を除きます。）ものとします。ただし、カードローンの融資額および利息は未払債務の合計額には含まれないものとします。
2. 分割払いおよびリボ払いの合計の利用可能枠（以下「分割払い・リボ払い利用可能枠」といいます。）は、前項のカード利用可能枠の範囲内で当行が審査のうえ決定する金額とします。会員は、第28条に定める分割払いおよびリボ払いに係るショッピング利用代金の未払債務の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超えない範囲で、ショッピング利用代金の支払方式を分割払いまたはリボ払いに指定することができます。
3. 当行は、第1項に定めるカード利用可能枠、第2項に定める分割払い・リボ払い利用可能枠とは別に、割賦販売法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード利用（以下「割賦取引」といいます。）の利用可能枠（以下2回払い、ボーナス払い、分割払い（ボーナス併用分割払いを含みます。以下同じ。）、リボ払い、およびその他の割賦取引利用の未決済残高の限度枠をいい、以下「割賦取引利用可能枠」といいます。）を定める場合があります。会員は、2回払い、ボーナス払い、分割払い（含むボーナス併用分割払い）、リボ払いおよびその他の割賦取引に係る会員によるショッピング利用代金の未払債務の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えるカード利用はできない（ただし、第5項に定める当行の承認を得た場合を除きます。）ものとします。
4. 当行は、必要と認めた場合、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠および割賦取引利用可能枠をそれぞれ増額または減額できるものとします。

5. カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠の増額を希望する場合は、当行にあらかじめ申し出を行い、当行の承認を得るものとします。また、会員が当行の承認を得ずにカード利用可能枠を超えてカード利用をした場合においても、会員は支払いの責任を負うものとし、分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠を超えてカード利用をした場合、会員は、この利用可能枠を超えた金額を当行からの請求により、一括してただちに支払うものとします。
6. 当行は、入会後においても、収入を証明する書面、その他の必要な資料の提出を求める場合があります。会員はその求めに応じるものとします。なお、会員が当行の求めに応じないときは、当行は会員資格の取消、カードの利用停止または利用可能枠の引下げ等の措置をとることができるものとします。
7. 当行は、会員のカード利用における利用金額または利用頻度が、当行が把握する会員の年収情報や職業、年齢等の属性情報等から想定される利用金額または利用頻度を大きく超えるなど、会員のカードの利用内容が不自然であると判断された場合には、会員のカードの利用目的、利用先、購入した商品および権利ならびに役務等の提供の内容、カード利用代金の支払原資その他当行が必要と認める事項について調査を行うことができます。この場合、当行は、会員に対して、かかる事項について説明および資料の提出を求める場合があります。会員は、これに応じる義務を負うものとします。なお、会員が当行の求めに応じなかった場合には、当行は、会員資格の取消、カードの利用停止、利用可能枠の引下げまたは付帯サービス（第 14 条第 1 項に定義します。）の全部もしくは一部の利用停止等の措置をとることができるものとします。

#### 第 8 条（手数料、利息等の計算方法等）

1. 本規約における手数料、利息、遅延損害金の計算方法については、別に定めがある場合を除き、年 365 日の日割計算とします。
2. 当行は、金融情勢の変化など相当の事由がある場合、手数料率および利率（以下「基準料率」といいます。）を一般に行われる程度のもので変更できるものとします。当行から基準料率の変更を通知した後は、原則、利用残高全額に対して変更後の基準料率が適用されるものとします。ただし、分割払いに対する手数料率については、当該分割払いを指定した時点の手数料率が適用されます。
3. 当行は、キャンペーン等により、一定期間のカード利用に限定して基準料率よりも低い料率（以下「優遇料率」といいます。）を適用することがあります。優遇料率の適用に関する諸条件および優遇料率適用期間（以下「適用期間」といいます。）は、別途定めるものとし、当行所定の方法により会員に通知します。また、会員は、優遇料率はその適用期間中の新規利用から適用され、適用開始前の利用残高に対しては、基準料率が継続して適用されることに同意するものとします。適用期間終了後は、特に定めている場合を除き、適用期間中の新規利用も含め、残高全額について基準料率が適用されます。

#### 第 9 条（支払い等）

1. 毎月 10 日（金融機関休業日の場合は翌営業日、以下同じ。）を約定支払日とし、会員が支払いのために指定した会員名義の金融機関の預金口座、貯金口座等（以下「支払口座」といいます。）より支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）を口座振替の方法により支払うものとします。ただし、支払方法について別に定めがある場合は、その方法に従い支払うものとします。また、事務処理の都合上、当該約定支払日後の約定支払日の支払いとなることがあります。

2. 前項に関わらず第7項に基づき口座振替を停止した場合その他当行が特に必要と認め会員に通知した場合、当行が送付する用紙により当行の指定する預金口座への振込・コンビニエンスストアでの支払い等の方法により支払うものとします。
3. 外貨建取引に係るカード利用代金については、外貨額を円貨に換算のうえ、日本国内におけるカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。円貨への換算には、Mastercardで売上処理された時点のMastercardが適用した交換レートに日本国外での利用に伴う諸事務処理など所定の費用相当分を加算したレートを適用するものとします。また、円貨建取引に係るカード利用代金であっても、日本国外にある加盟店におけるカード利用（インターネット等を通じた利用を含みます。）等海外取引が関係する場合には、当行は、会員に対し、当該海外取引に係る諸事務処理等所定の費用相当分を請求することができるものとします。
4. 当行は、約定支払額および利用明細等を利用明細書として、会員の届出住所または勤務先住所への普通郵便による送付、その他当行所定の方法で通知します。なお、当行所定の手続きがとられた場合には、当行は、当該利用明細書に代えて、電磁的な方法により当該利用明細書の記載事項を提供することができるものとします。ただし、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。
5. 前項の通知を受けた後10日以内に会員からの申し出がない限り、当行は利用明細書の内容について承諾されたものとして、第1項の口座振替等を行います。
6. 支払口座の残高不足等により約定支払日に約定支払額の口座振替ができない場合、当行が指定する金融機関については約定支払日後においても、約定支払額の全部または一部につき口座振替ができるものとします。
7. 当行は、会員が約定支払額の支払いを遅滞した場合には、約定支払額の口座振替を停止する場合があります。

## 第10条（支払金等の充当方法）

1. 口座振替または当行が送付する用紙による当行の指定する預金口座への振込もしくはコンビニエンスストアでの支払い以外の方法で会員の当行に対する約定支払額の支払いが行われた場合には、当行は会員への通知なくして、当行が当該支払いを当行所定の時期における返済とみなし、当行所定の順序および方法により、当行に対するいずれかの債務（カードに係る契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、または口座振込、郵便為替等による返金をすることができるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、会員が事前に当行に連絡のうえ当行の承認を得て、支払範囲、支払方法および支払日を指定し、当該指定に従い当行が会員に通知した金額を、会員が指定した支払方法で会員が指定した支払日に支払済の場合には、当行は、会員の支払済の金額を当該指定に従い充当するものとします。ただし、支払範囲、支払方法および支払日は、当行所定の支払範囲、支払方法および支払日から指定するものとします。
3. 当行が送付する用紙による当行の指定する預金口座への振込およびコンビニエンスストアでの支払いの方法で会員の当行に対する約定支払額の支払いが当該用紙に記載された支払期日の前に行われた場合において、超過支払金（当該支払いが行われた日を返済日として会員が当行に支払済の金額を当該用紙に記載された債務に充当した後に残余となる金額をいいます。以下本項において同じ。）が発生したときは、当行は会員への通知なくして、当該超過支払金を、翌月の約定支払日までの間に弁

済期が到来した会員が当行に対して支払うべき債務（カードに係る契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に当行所定の順序および方法により充当する方法、または翌月の約定支払日までに口座振込、郵便為替等により返金する方法により精算することができるものとし、会員はこれに同意するものとし、

4. リボ払いのショッピング利用に係る支払金の充当については、当行所定の順序と方法によるものとし、ただし、割賦販売法に定めるリボ払いの支払停止の抗弁に係る充当についてはこの限りではありません。
5. 当行は、会員が本規約に基づき既に支払済の金額等を会員へ返金する必要が生じ、かつ当行が適当と認めた場合には、当行は会員への通知なくして、当該返金すべき金額を本規約に基づく債務に、その債務の期限前であっても充当することができるものとし、ただし、会員が振込による返金を選択する旨を申し出た場合は、当行は支払口座（または会員が支払口座とは別に指定した会員名義の金融機関の預金口座もしくは貯金口座等）へ振込むことにより返金するものとし、

### 第 11 条（費用の負担）

1. カード利用または本規約に基づく費用または手数料等に関して公租公課（消費税を含みます。以下同じ。）が課される場合の当該公租公課相当額は会員の負担とし、公租公課が増額される場合には当該増額部分についても会員の負担とします。
2. 第 2 条第 5 項および第 4 条 3 項によりカードの再発行が行われた場合、会員は自己に貸与されたカードの再発行について、当行所定の手数料を支払うものとし、
3. 会員は、以下の費用について、負担するものとし、なお、退会または会員資格取消等により会員資格を喪失した後であってもすべて会員の負担とします。
  - (1) 振込手数料、収納手数料（コンビニエンスストアでの支払いの場合）その他の当行に対する債務の弁済に要する費用および当行からの返金に要する費用
  - (2) 会員が約定支払日までに支払いを行わなかったときは、債務の弁済に係る費用として、当行所定の事務手数料（システム処理手数料、振替手数料および振込用紙送付手数料等）
  - (3) 印紙代、公正証書作成費用および弁済契約締結に要する費用等ならびに支払督促、訴訟、保全、執行等法的措置に要する申立および送達等の費用
  - (4) 当行から各種証明書の交付を受けるときは、当行所定の手数料

### 第 12 条（カードの利用・貸与の停止、会員資格取消、法的措置等）

1. 当行は、会員が次のいずれかに該当する場合、あらかじめ会員に通知することなく、会員が当行から発行を受けたすべてのクレジットカードについて、利用停止、会員資格の取消、また当行が必要と認めた法的措置（以下「本件措置」といいます。）をとることができるものとし、
  - (1) 当行に届け出るべき事項に関し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合。または、当行から要請があったにもかかわらず年収の届出（収入証明書の提出を含みます。）を怠った場合
  - (2) 本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合
  - (3) 当行との間の契約（当行から発行を受けたクレジットカードに係る会員契約を含みますが、これらに限られません。以下、次号において同じ。）のいずれかの条項に違反し、もしくは違反するおそれがある場合

- (4) 会員が当行と契約した法人の代表者であるとき（過去に代表者であったときを含みます。）であつて、当該法人が当行との間の契約における解除条項に該当したと当行が判断した場合、または当該法人が当行との間の契約における解除条項に該当したことにより、すでに当行より当行との間の契約を解除されていた場合
  - (5) 会員が、約定支払額の支払い等当行に対する一切の債務のいずれかの支払いを怠った場合
  - (6) 第 15 条第 1 項から第 3 項までに規定する各号のいずれかの事由に該当した場合
  - (7) 換金を目的とした商品もしくは権利の購入または役務等の提供の受領、または流通する紙幣もしくは貨幣（記念通貨は除きます。）の購入その他の方法による資金の調達のためにするカードのショッピング機能の利用等いわゆるショッピング枠の現金化等（以下「カード利用可能枠の現金化等」といいます。）など、正常なカードの利用でないと当行が判断した場合
  - (8) 前号に定める場合のほか、以下のいずれかに該当しまたはそのおそれがあると当行が判断した場合
    - ① 当行が把握する会員の年収情報や、職業、年齢等の属性情報等から想定される利用金額または利用頻度を著しく超える利用金額または利用頻度でなされたカードの利用
    - ② カードの利用頻度、利用後の取引の状況その他の客観的事情に照らし、Ponta ポイントその他の付帯サービスに係る利益を得ることを主たる目的とするカードの利用
    - ③ その他カードの利用目的、利用先、購入した商品および権利ならびに役務等の提供の内容、カード利用代金の支払原資、利用金額、利用間隔、過去の利用内容、利用場所等に照らし、不正、不適切または不相当なカードの利用（第三者による場合も含みます。）
  - (9) 会員が本カードに係る契約以外に三菱 UFJ ニコスが発行または保証するクレジットカード等の契約を締結している場合において、当該クレジットカード等の債務の履行を怠った、または当該保証債務履行の請求を受けたとき等、信用状態が悪化したと当行が判断した場合
  - (10) 会員が第 6 条第 1 項に規定する暴力団員等または同項各号のいずれかに該当し、もしくは第 6 条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 6 条第 1 項に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - (11) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき本件措置をとる必要があると当行が判断した場合
  - (12) 会員が両社もしくは両社が提携するサービス提供会社が提供するサービスに関連して、法令もしくは公序良俗に違反した場合、または違反するおそれがあると認められる場合
  - (13) その他当行が必要と判断した場合
2. 会員は、当行が本件措置をとったことにより、当行が直接または加盟店を通じて返却を求めた場合は、カードを当行に返却し、またはカードの磁気ストライプ部分等に切り込みを入れて破棄し、その他当行の指示に従うものとします。
3. 当行は、本件措置をとった場合、加盟店等に当該カードの無効を通知することができるものとします。
4. 会員は、当行が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合にも、当行に故意または重過失がない限り、当行に賠償の請求をしないものとします。また当行に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。

## 第 13 条（退会等）

1. 会員は当行所定の方法により退会することができます。この場合、会員は、当行の指示に従ってただちにカードを返却し、またはカードの磁気ストライプ部分等に切り込みを入れて破棄するものとします。
2. 会員は、退会等により会員資格を喪失した後においてもそのカード利用に起因して生じる一切の債務については、本規約に基づく支払いの責任を負うものとします。

#### 第 14 条（付帯サービス等）

1. 会員は、両社または両社が提携するサービス提供会社が提供するサービス、Ponta ポイント、および特典（以下「付帯サービス」といいます。）を両社またはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用方法等については、両社がホームページその他の両社所定の方法により通知または公表します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、サービスを利用できない場合があることに同意するものとします。
3. 会員は、両社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、両社またはサービス提供会社が付帯サービスの全部または一部について、会員への予告または通知なしに、変更、中止または利用停止の措置をとる場合があることに同意するものとします。
4. 会員は、退会もしくは会員資格取消により会員資格を喪失した場合、またはカードの有効期限が経過している場合には、当然に付帯サービスの全部または一部を利用することができなくなることに同意するものとします。

#### 第 15 条（期限の利益喪失）

1. 会員は、次のいずれかに該当したときは、キャッシングサービス、カードローンならびに下記(2)、(3)、(4)および(5)のショッピング利用の未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額をただちに支払うものとします。
  - (1)キャッシングサービスまたはカードローンの約定支払額の支払いを1回でも遅滞したとき。
  - (2)1回払いのショッピング利用代金の約定支払額の支払いを1回でも遅滞したとき。
  - (3)ボーナス一括払い、2回払い、分割払いまたはリボ払いであっても割賦販売法に定める指定権利以外の権利のショッピング利用代金の約定支払額の支払いを1回でも遅滞したとき。
  - (4)会員が営業のためにもしくは営業として締結した売買契約、役務提供契約（ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する場合を除きます。）に係るショッピング利用代金の約定支払額の支払いを1回でも遅滞したとき。
  - (5)(4)のほか割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するショッピング利用代金の約定支払額の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 次のいずれかに該当したときは、会員は、当然に期限の利益を失い、当行に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。
  - (1)会員がショッピング利用代金の約定支払額（ただし、前項(2)、(3)、(4)および(5)に定める約定支払額を除きます。）の支払いを遅滞し、当行から20日以上相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までに支払いが行われなかったとき。
  - (2)会員が自ら振出しもしくは引受けた手形、または小切手が不渡りになったとき、または一般の支



払いを停止したとき。

- (3) 会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分（ただし、信用に関しないものを除きます。）の申立または滞納処分を受けたとき。
  - (4) 会員に破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
  - (5) 会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、または商品を質入れ、譲渡、賃貸等し、当行のカードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をしたとき。
  - (6) 会員について債務整理のための和解もしくは調停等の申立があったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当行に到達しもしくは知りえたとき。
  - (7) 会員が当行に通知しないで住所を変更し、当行にとって所在が不明となったとき。
  - (8) 当行からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届出後は当該変更後の住所）宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より 25 日間経過したとき（ただし、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、通知の名宛人がこれを証明したときを除きます。）。
  - (9) 本カードに係る契約以外の当行に対する金銭の支払債務の約定支払額の支払いを遅滞し、当行からの催告にもかかわらずその履行を怠ったことにより期限の利益を喪失した場合または三菱 UFJ ニコスに対する金銭の支払債務の約定支払額の支払いを遅滞し、三菱 UFJ ニコスからの催告にもかかわらずその履行を怠ったことにより期限の利益を喪失した場合等、会員の信用状態が著しく悪化したと当行が判断したとき。
3. 会員は、次のいずれかに該当したときは、当行の請求により期限の利益を失い、当行に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。
- (1) 会員の入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。
  - (2) 第 12 条第 1 項各号（ただし、第 2 号、第 3 号および第 8 号を除きます。）に定める事由により、会員資格が取り消されたとき。
  - (3) 会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立または解散その他営業の廃止があったとき。
  - (4) その他会員が本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

## 第 16 条（遅延損害金）

1. 会員は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、約定支払日の翌日から完済の日に至るまで、次の遅延損害金を支払うものとします。
  - (1) キャッシングサービスおよびカードローンは支払いを遅滞した約定支払額の元金に対し年 14.55% を乗じた額。
  - (2) 分割払いのショッピング利用代金は支払いを遅滞した分割支払金に対し年 14.55% を乗じた額。ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残金全額に対し、法定利率（商事法定利率がある場合はその率とし、以下同様とします。）を乗じた額を超えないものとします。
  - (3) 2 回払いおよびボーナス一括払いのショッピング利用代金は支払いを遅滞した約定支払額に対し法定利率を乗じた額。
  - (4) その他のショッピング利用代金等は支払いを遅滞した約定支払額の元金に対し年 14.55% を乗じた額。

2. 会員は、未払債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、次の遅延損害金を支払うものとします。
  - (1) キャッシングサービスおよび、カードローンは未払債務の元金全額に対し年 14.55%を乗じた額。
  - (2) 分割払いのショッピング利用代金は未払債務額に対し法定利率を乗じた額。
  - (3) 2回払いおよびボーナス一括払いのショッピング利用代金は未払債務額に対し法定利率を乗じた額。
  - (4) その他のショッピング利用代金等は未払債務額（ただし、リボ払い手数料は除きます。）に対し年 14.55%を乗じた額。

### 第 17 条（カードの盗難および紛失時の責任の区分）

1. 会員がカードの盗難、紛失等で他人にカードを使用された場合、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。
2. 前項において、会員が盗難、紛失等の事実を速やかに当行に電話等により連絡のうえ、最寄りの警察に届け、かつ所定の喪失届を当行に提出した場合は、当行は会員に対し、当行がその連絡を受付けた日の 60 日前以降のカードの利用代金に係る支払債務（以下「対象債務」といいます。）を免除します。
3. 前項にかかわらず次のいずれかに該当する場合、会員の対象債務は免除されないものとします。
  - (1) 会員の故意または重大な過失に起因して損害が発生した場合
  - (2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者が盗難もしくは紛失等に関与し、または使用した場合
  - (3) 戦争または地震等著しい社会秩序の混乱の際に盗難または紛失等が生じた場合
  - (4) 会員が本規約に違反している状況において盗難または紛失等が生じた場合
  - (5) 会員が当行等が請求する書類を提出しなかった場合、または提出した書類に不実の記載をした場合
  - (6) 会員が当行等が行う被害状況の調査、または損害防止のための協力をしなかった場合
  - (7) カード使用の際、使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合（ただし、登録された暗証番号の管理において、会員に善良なる管理者の注意義務違反がない場合は、この限りではありません。）
  - (8) 盗難もしくは紛失または被害状況の届出内容が虚偽である場合
  - (9) カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合

### 第 18 条（偽造カードを使用およびカード情報を盗用された場合の責任の区分）

偽造カードの使用およびカード情報の盗用に係るカードの利用代金は、会員の負担とはなりません。ただし、偽造カードの作出もしくは使用、またはカード情報の盗用について、会員に故意または重大な過失がある場合、カードの利用代金は、会員の負担とします。また、偽造カードの作出もしくは使用、またはカード情報の盗用に会員の家族または同居人等会員の関係者が関与した場合、当該偽造カードの作出もしくは使用、またはカード情報の盗用に係るカードの利用代金は、会員の負担とします。

### 第 19 条（届出事項の変更）

1. 会員は、当行に届け出た氏名、住所、電話番号（連絡先）、E メールアドレス、取引目的、職業また

は勤務先等（以下「届出事項」といいます。）に変更が生じた場合は、当行所定の方法により遅滞なく当行に届け出なければなりません。また、会員は、法令等の定めによるなど、当行が年収の申告（収入証明書の提出を含みます。）を求めた場合、当行所定の方法により遅滞なく当行に届け出なければなりません。

2. 前項の届出がないために、当行からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の届出を行わなかったことについて会員にやむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。
3. 第1項のほか、当行は適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容に係る届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当該取扱いに同意するものとします。

## 第20条（業務委託）

1. 会員は、当行が当行の指定する委託先に対して、次の業務を委託することに同意するものとします。
  - (1) カードの入会申込の受付および申込の記載内容の確認
  - (2) カード入会および利用方法等に関する問い合わせに関わる業務
  - (3) カードの入会の承認、会員資格の審査に関わる業務
  - (4) カードの交付に関わる業務
  - (5) カードの利用の承認の判定およびカード利用可能枠の増減に関わる業務
  - (6) カード利用代金および手数料等の金額の通知に関わる業務
  - (7) 前号の金額の口座振替・代金の入金案内・収納およびカード回収に関わる業務
  - (8) カードの情報処理・電算機処理業務およびこれらに付随する業務
  - (9) カードの盗難・紛失連絡の受付・登録および各種届出事項の変更に関する受付・登録に関わる業務
  - (10) カード利用に関する問い合わせに関わる業務
  - (11) その他カードに関わる業務のうち当行が指定したもの
2. 会員は、当行の指定する委託先が前項の業務を再委託することに同意するものとします。
3. 会員は、当行が第1項の委託業務の範囲を追加・変更することがあることに同意するものとします。

## 第21条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令の適用）

会員は、日本国外でカードを利用する場合その他当行が指定する場合、現在または将来適用される諸法令、諸規約等により許可書、証明書その他の書類を必要とするときには、当行の要求に応じこれを提出し、また日本国外等でのカード利用の制限または停止に応じるものとします。また、会員は、日本国外でカードを利用したときは、当行またはMastercard International Incorporated（以下「Mastercard Inc.」）といいます。）の指示に従うものとします。

## 第22条（当行の債権譲渡等の同意）

会員は、当行が必要と認めた場合、当行が会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含みます。）、特定目的会社または債権回収会社等に譲渡すること、および当行が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、ならびにこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得および提供することに同意するものとします。

## 第23条（合意管轄裁判所）

1. 会員は、会員と当行との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。
2. 会員は、会員と三菱UFJニコスとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または三菱UFJニコスの本社、各支店および営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第24条（準拠法）

会員と両社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

## 第25条（会員規約の変更、承認）

会員規約が変更され、当行または両社から変更内容を通知または新会員規約を送付した後にカード利用をしたときは、当該変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

## カードショッピング条項

### 第26条（利用方法）

1. 会員は、次の(1)から(3)に掲げる加盟店（以下「加盟店」といいます。）にカードを提示し、第4条に基づき当行に登録した暗証番号を端末機等に入力、または所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をすることにより、商品および権利の購入ならびに役務等の提供を受けること（以下「ショッピング利用」といいます。）ができます。なお、利用方法について別に指定がある場合には、その手続きに従うものとします。
  - (1) 三菱UFJニコスと契約した加盟店
  - (2) 三菱UFJニコスと提携したクレジットカード会社または金融機関と契約した加盟店
  - (3) Mastercard Inc. もしくはそのグループ企業と提携したクレジットカード会社または金融機関と契約した加盟店
2. 電子商取引、通信販売または電話予約販売等の非対面取引その他三菱UFJニコスが特に認めた場合には、会員は、三菱UFJニコスが指定する方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
3. 会員は、三菱UFJニコスが適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用料金（以下「継続利用料金」といいます。）の決済手段として、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法によりショッピング利用をすることができます。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、会員番号の変更、その他当該登録内容に変更等があったときは、会員は、加盟店へ通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。また、会員は、当該加盟店の要請があったとき、その他継続利用料金に係るショッピング利用を継続する為に必要があると当行または三菱UFJニコスが判断したとき、カード情報の変更情報等を当行または三菱UFJニコスが会員に代わって加盟店に通知することに同意するものとします。
4. 当行、三菱UFJニコスまたは加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品、権利もしくは役務については、ショッピング利用が制限され、または利用ができません。また、カードの利用に際して、利用金額、商品、権利、または役務の種類によっては、当行の承認が必要となるこ

とがあります。この場合、加盟店が当行に対して照会するものとし、会員はこれに同意するものとし  
ます。

5. 会員は、ショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ。）が加  
盟店に提示または通知された際、カードの他人による不正使用を防止する目的のために、当行または  
三菱UFJニコスが当該加盟店より依頼を受けた場合、当行または三菱UFJニコスにおいて会員の会員  
番号、氏名、自宅住所、電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会  
員が当行に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があるこ  
とに同意するものとし、
6. 当行または三菱UFJニコスは、他人によるカードの不正使用を回避するため当行が必要と認めた場合、  
加盟店に対し会員のショッピング利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員はこれに協力  
するものとし、
7. 会員は、カード利用可能枠の現金化等をしてはならないものとし、

### 第27条（立替払いの委託）

会員は、ショッピング利用代金を、当行が会員に代わって、加盟店に三菱UFJニコスまたはMastercard  
Inc. もしくはこれらのグループ企業と提携したクレジットカード会社もしくは金融機関を経由して立  
替払いすることを、当行に委託するものとし、

### 第28条（支払方式）

1. (1) 日本国内におけるショッピング利用代金の支払方式は、1回払い、ボーナス一括払い、2回払い、  
分割払い、リボ払いとし、ショッピング利用の際に会員が指定するものとし、ただし、会員が  
支払方式を指定しなかった場合、または日本国外にある加盟店におけるショッピング利用の場合  
は1回払いとし、また、1回払い以外の支払方式については、加盟店および商品または役務に  
より利用できない場合があります。
- (2) 会員は、(1)の各支払方式によるショッピング利用代金を以下のとおり支払うものとし、
  - ① 1回払いを指定した場合、毎月15日（以下「締切日」といいます。）までの当該ショッピング  
利用代金を翌月の約定支払日。
  - ② ボーナス一括払いを指定した場合、12月16日から6月15日までの当該ショッピング利用代金  
を当年8月の約定支払日、7月16日から11月15日までの当該ショッピング利用代金を翌年1  
月の約定支払日（ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なることがあります。）。
  - ③ 2回払いを指定した場合、締切日までの当該ショッピング利用代金の半額（1円単位とし、端数  
が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。）を、翌月および翌々月の約定支払日。
  - ④ 分割払いを指定した場合、締切日までの当該ショッピング利用について、第3項で定める分割  
支払金を翌月の約定支払日から支払回数回にわたって最終約定支払日まで。
  - ⑤ リボ払いを指定した場合、締切日までの当該ショッピング利用について、第4項に定める締切  
日および約定支払日。
2. 分割払いおよびリボ払い以外の支払方式を指定した会員のうち、当行が適当と認めた会員が、当行が  
別に定める日までに当行へ支払方式の変更を申し出、当行が認めた場合、ショッピング利用代金を  
分割払いまたはリボ払いに変更できます。この場合、手数料計算および弁済金の決定等について

は、ショッピング利用の際に分割払いまたはリボ払いの指定があったものとして取り扱います。

3. 会員が第 1 項(1)において分割払いを指定した場合および会員が第 2 項において分割払いの申し出をした場合の取扱いは別表 1 のとおりとします。

4. 会員が第 1 項(1)においてリボ払いを指定した場合および会員が第 2 項においてリボ払いの申し出をした場合の取扱いは次のとおりとします。

(1)①毎月の弁済金の額は、締切日におけるリボ払い利用残高を基準として、当行所定の方法により会員が指定した支払コースにより決定される金額とします（当該指定がない場合には当行が決定し会員に通知した支払コースにより決定される金額とします。）。

②本号①の場合、リボ払いの手数料は、締切日の翌日から翌月の締切日までの付利単位 100 円で計算した日々のリボ払い利用残高に対し、別表 2 記載の手数料率を乗じ、年 365 日で日割計算した金額とし、前記に定める弁済金に含め、翌々月の約定支払日に支払うものとします。なお、ショッピング利用日から最初に到来する締切日までは手数料はかかりません。

(2) 当行所定の方法により会員から申し出があり、当行が認めた場合、会員は、リボ払いの支払コースの変更、ボーナス月およびボーナス加算金額の追加または変更、次回の弁済金増額をすることができます。

#### 第 29 条（ショッピング利用代金の繰上返済等）

1. ショッピング利用代金の繰上返済（本規約に基づく債務の全部または一部の返済を本規約に定める約定支払日の前に繰り上げて行うことをいいます。）は、会員が当行に対して事前に連絡のうえ当行の承認を得て行うものとします。なお、当行の承認にあたり、当行が求めた場合には、会員は、書面の提出等当行所定の手続きをとるものとします。

2. 会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法および支払日を指定するものとし、当行は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰上返済の範囲および返済方法は下表のとおりです。

支払方式	返済範囲	返済方法
分割払い	全額のみ	口座振込
リボ払い	全額・一部	口座振込

3. 当行に対する支払いが次のいずれかに該当するときは、会員への通知なくして、当行が当該支払いを当行所定の期日における返済とみなし、当行所定の順序および方法により、当行に対するいずれかの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、または口座振込、郵便為替等による返金をすることができるものとします。

(1) 当行に対する事前の連絡または当行の承認なく行われたとき。

(2) 当行に対する事前の連絡および当行の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。

(3) 当行に対する事前の連絡および当行の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。

(4) 当行に対する事前の連絡および当行の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に会員の指定に従い当行がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。

4. 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、会員は、当行が指定する日本国内の ATM を利用して、シ

ショッピング利用に係るリボ払い残高の一部を繰上返済することができるものとします。ただし、当行または当該金融機関の定める単位金額の返済に限定される場合があります。

5. 会員が当初の契約のとおりカード利用による支払金等の支払いを履行している場合におけるショッピング利用の分割支払金の繰上返済金額（全額の繰上返済に限ります。）は、下記算式により算出した金額とします。

●未払分割支払金合計一期限未到来の分割払手数料

ただし、期限未到来の分割払手数料は、当行所定の計算方法により算出された金額とします。なお、繰上返済日以降最初に到来する約定支払日の分割支払金に係る分割払手数料は、期限未到来の分割払手数料には含まれないものとします。

### 第 30 条（商品の所有権）

会員は、ショッピング利用により購入した商品の所有権が、当該ショッピング利用により生じた加盟店の会員に対する債権を当行が加盟店もしくは三菱 UFJ ニコスに対し立替払いをしたときに、加盟店から当行に移転し、当該ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることに同意するものとします。

### 第 31 条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、加盟店から購入した商品および権利ならびに役務等の提供に関する紛議は、すべて会員と加盟店において解決するものとします。
2. 前項にかかわらず、会員は、2 回払い、ボーナス一括払い、分割払いまたはリボ払いの場合で次のいずれかの事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利および役務について、支払いを停止することができるものとします。
  - (1) 商品の引き渡し、権利の移転または役務の提供（権利の行使による役務の提供を含みます。以下同じ。）がなされないこと。
  - (2) 商品、権利および役務の破損、汚損、故障、その他欠陥があること。
  - (3) その他商品の販売または役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。
  - (4) 加盟店がクーリングオフ、中途解約（特定商取引に関する法律に定める関連商品以外の商品は除きます。）に応じないとき、または中途解約に伴う精算手続きが行われないうとき。
3. 当行は、会員が前項の支払いの停止を行う旨を当行に申し出たときは、ただちに所定の手続きをとるものとします。
4. 会員は、第 3 項の申し出をするときは、速やかに第 2 項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料を添付）を当行に提出するよう努めるものとします。また、当行が第 2 項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
  - (1) 会員が営業のためもしくは営業として締結した売買契約、役務提供契約（ただし、業務提供誘引販売個人契約および連鎖販売個人契約に該当するものを除きます。）に係るショッピング利用代金であるとき。
  - (2) 前号のほか割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項各号に定める場合に該当するショッピング利用代金であるとき。

- (3)2 回払い、ボーナス一括払いまたは分割払いを指定した1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
  - (4)リボ払いを指定した1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。
  - (5)割賦販売法に定める指定権利以外の権利に係るショッピング利用代金であるとき。
  - (6)当行の承認なしに、売買契約または役務提供契約の合意解約(ただし、法律上認められるものを除きます。)、加盟店に対するショッピング利用代金の支払い、その他当行の債権を侵害する行為をしたとき。
  - (7)第2項(1)から(4)の事由が会員の責に帰すべきとき、その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
6. 会員は、当行がショッピング利用代金の残高から第2項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のショッピング利用代金および手数料の支払いを継続するものとします。
  7. 本条に定める支払停止の抗弁は、支払済の支払金の返還請求を認めるものではありません。

### キャッシングサービス・カードローン条項

#### 第32条 (キャッシングサービス)

1. 当行が適当と認めた会員は、当行の指定する現金自動入出金機(以下「ATM」といいます。)もしくは現金自動支払機(以下「CD」といいます。)に直接、またはインターネット等を通じて暗証番号を通知するなど所定の方法にて操作することにより、当行より融資を受けること(以下「キャッシングサービス」といいます。)ができます。なお、キャッシングサービスの融資日は、ATMまたはCDを利用した場合は、ATMまたはCDの利用日とし、インターネット等を利用した場合は、当行が支払口座へ振り込んだ日とします。
2. キャッシングサービス利用可能枠は、当行が認めた会員に対し、第7条第1項に定めるカード利用可能枠の範囲内で当行が決定する金額(会員が希望する融資枠(キャッシングサービス利用可能枠とカードローン利用可能枠との合計額をいいます。以下同じ。)を指定した場合はその範囲内)とします。会員は、キャッシングサービス利用可能枠からキャッシングサービスに係る融資残高を差し引いた金額の範囲内で、キャッシングサービスを利用することができます。なお、当行は、必要と認めた場合はいつでも、キャッシングサービス利用可能枠を減額できるものとし、また新たな融資を実行しないことができるものとします。
3. 融資額は、1回1万円以上1万円単位とします。ただし、日本国外のATMまたはCDを利用する場合の融資額は、Mastercard Inc. もしくは当行が指定する現地通貨単位とします。
4. 融資金に対しては、融資日の翌日から返済日まで、別表3記載の融資利率により計算された手数料を当行に支払うものとします。
5. 会員は、毎月16日から翌月15日までに利用したキャッシングサービスの融資金およびその手数料を翌々月の約定支払日に支払うものとします。
6. 会員は、キャッシングサービスの融資金について、当行が別に定める日までに当行へ支払方式の変更を申し出、当行が認めた場合、当該融資金をカードローンへ変更できるものとします。この場合、当該申し出日(以下「カードローン変更日」といいます。)にカードローンが利用されたものとして、第33条の規定が適用されることとなります。
7. 前項によりキャッシングサービスの融資金がカードローンに変更された場合、会員は、当該変更に係



る融資金に対して、キャッシングサービス融資日の翌日からカードローン変更日の前日までは第4項により計算された手数料を、カードローン変更日以降は第33条第7項により計算された利息を当行へ支払うものとします。

### 第33条 (カードローン)

1. 当行が適当と認めた会員は、当行の指定する ATM もしくは CD に直接、またはインターネット等を通じて暗証番号を通知するなど所定の方法にて操作することにより、当行の定める利用可能枠内の範囲で繰り返し融資を受けること（以下「カードローン」といいます。）ができ、原則として毎月一定の元金および利息を返済いただくことができます。
2. カードローンの契約は、原則として、申込書兼借入票、日本国内の ATM・CD、電話またはインターネット等当行所定の方法により会員が申し込み、当行が所定の審査を行い適当と認めて、会員に対して融資を実行したときに成立します。審査にあたっては、当行より必要資料の提出を求め場合があります。
3. カードローン利用可能枠は、当行が認めた会員に対し、当行が決定する金額（会員が希望する融資枠を指定した場合はその範囲内）とします。会員は、カードローン利用可能枠からカードローン融資残高を差し引いた金額の範囲内で、繰り返して融資を受けることができます。なお、当行は、必要と認めた場合、カードローン利用可能枠の減額を行うことや返済方式等を変更することができ、また新たな融資を実行しないことができるものとします。
4. 融資額は、1回1万円以上1万円単位とします。
5. カードローンの返済方式は、毎月元金定額払いとします。会員は、毎月の約定支払日に、以下により決定される元金の返済額および第7項の方法により決定される利息の合計額を、支払口座から口座振替の方法により支払うものとします。
  - (1) 前月締切日におけるカードローン融資残高が、当行の別途通知する金額（以下「カードローン返済元金」といいます。）以上の場合には当該カードローン返済元金額。
  - (2) 前月締切日におけるカードローン融資残高が、カードローン返済元金未満の場合には、当該カードローン融資残高。
6. カードローンの利率は、別表4記載の融資利率を適用するものとします。
7. カードローン利息は、カードローン融資残高（カードローン融資残高の累計）に対する融資日もしくは締切日の翌日から翌月の締切日までの日割利息（1年を365日とする日割計算）とし、翌々月の約定支払日に支払うものとします。
8. カードローン返済元金は、カードローン利用可能枠が50万円以下の場合は1万円とし、カードローン利用可能枠が60万円以上の場合は2万円から9万円までの範囲で当行が別途通知した金額とします。ただし、当行が認めた場合、会員は当行所定の方法により、1万円単位でカードローン返済元金の金額を変更し、また返済方式としてボーナス月元金定額加算返済を併用することができるものとします。なお、ボーナス月元金定額加算返済を併用する場合、第6項にかかわらず、当行所定のボーナス指定月においては、会員が申し出た1万円単位の任意額を加算した金額をカードローン返済元金として支払うものとします。
9. 会員は、カードローンの契約を解約する場合、当行所定の方法により申し出るものとします。解約に際し、当行から請求のあった場合には、カードローンの契約に基づく一切の未払債務を支払うものと

します。ただし、当行が認めた場合、カードローンの契約解約後においても、会員は本規約に従いカードローン融資残高を返済することができるものとします。

### 第34条（キャッシングサービスおよびカードローンの支払金の繰上返済等）

1. キャッシングサービスおよびカードローンの支払金の繰上返済は、会員が当行に対して事前に連絡のうえ当行の承認を得て行うものとします。なお、当行の承認にあたり、当行が求めた場合には、会員は、書面の提出等当行所定の手続きをとるものとします。
2. 会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法および支払日を指定するものとし、当行は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰上返済の範囲および返済方法は下表のとおりです。

	返済範囲	返済方法
キャッシングサービス	全額のみ	口座振込
カードローン	全額	口座振込、口座振替（支払日は当行指定の期日に限ります。）
	一部	口座振込

3. 当行に対する支払いが次のいずれかに該当するときは、会員への通知なくして、当行が当該支払いを当行所定の期日における返済とみなし、当行所定の順序および方法により、当行に対するいずれかの債務（カードに係る契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、または口座振込、郵便為替等による返金を行うことができるものとします。
  - (1) 当行に対する事前の連絡または当行の承認なく行われたとき。
  - (2) 当行に対する事前の連絡および当行の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
  - (3) 当行に対する事前の連絡および当行の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。
  - (4) 当行に対する事前の連絡および当行の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に会員の指定に従い当行がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。
4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、会員は、日本国内のATMを利用して、カードローンの支払金の一部を繰上返済することができるものとします。ただし、当行または当該金融機関の定める単位金額の返済に限定される場合があります。
5. 繰上返済の方法として口座振替を指定後、当行は、事務処理の都合上、当行が送付する用紙による当行の指定する預金口座への振込およびコンビニエンスストアでの支払いの方法による繰上返済を依頼する場合があります。また、当該繰上返済が当該用紙に記載された支払期日の前に繰上返済が行われた場合において、超過支払金があるときは、当行は会員への通知なくして、当該超過支払金を当行所定の時期における返済とみなし、当行所定の順序および方法により、当行に対するいずれかの債務（カード契約に係る契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、または口座振込もしくは郵便為替等により返金を行うことができるものとします。

### 第35条（ATM・CD利用時の手数料）

会員は、会員がATMまたはCDで取引を行う場合、当行に対し、当行所定の手数料（以下「ATM利用手数料」といいます。）を支払うものとします。

## 連帯保証に関する条項

### 第 36 条（保証委託、連帯保証）

1. 会員は、第 1 条第 3 項に定めるところに従い、被担保債務について、三菱 UFJ ニコスに対し、連帯保証を委託（以下「保証委託」といいます。）します。
2. 保証委託に基づく三菱 UFJ ニコスの会員に対する連帯保証（以下「本保証」といいます。）は三菱 UFJ ニコスが審査のうえ連帯保証の受託を承認したときに成立するものとします。入会を申し込んだ方は三菱 UFJ ニコスが本保証を承認しない場合には、当行からカードの発行を受けられない場合があります。
3. 保証委託の期間はカードの有効期限と同一とし、カードの有効期限が更新された場合には、保証委託の期間も当然に更新されるものとします。
4. 本保証の内容・条件などは三菱 UFJ ニコスと当行間で別途定める約定に従うものとし、会員は、当該約定の内容に異議を述べないものとします。

### 第 37 条（本保証の履行—代位弁済—）

1. 会員が、本規約に基づく被担保債務の支払いを怠ったために三菱 UFJ ニコスが当行から本保証の履行を求められた場合、三菱 UFJ ニコスは会員に対する通知、催告なくして本保証債務を履行（以下「代位弁済」といいます。）するものとします。
2. 会員は、前項に基づき三菱 UFJ ニコスが当行に代位弁済した場合、当行の会員に対する一切の権利が三菱 UFJ ニコスに承継されることに異議を述べないものとします。
3. 前項に基づき三菱 UFJ ニコスが承継した権利を行使する場合には、本規約の各条項が適用されるものとします。

### 第 38 条（求償）

1. 前条第 1 項に基づき三菱 UFJ ニコスが当行に対して代位弁済した場合、会員は、次の各号に定める三菱 UFJ ニコスの求償債権および関連費用について弁済の責任を負い、その合計額をただちに支払うものとします。
  - (1) 前条第 1 項に基づき三菱 UFJ ニコスが当行に代位弁済した金額。
  - (2) 三菱 UFJ ニコスが代位弁済のために要した費用の総額。
  - (3) 会員は、第 1 号および第 2 号の金額に対する三菱 UFJ ニコスが代位弁済した日の翌日から求償債権の完済に至るまでの年 14.55%の割合による遅延損害金。
  - (4) 三菱 UFJ ニコスが会員に対し、前 3 号の金額を請求するために要した費用の総額。
2. 支払口座の金融機関との約定がある場合または三菱 UFJ ニコスが適当と判断した場合、代位弁済日以降、会員の三菱 UFJ ニコスに対する債務額の全額または一部を三菱 UFJ ニコスが口座振替により徴収することがあります。

### 第 39 条（事前求償）

会員が次のいずれかに該当する場合は、第 37 条第 1 項の代位弁済前といえども、三菱 UFJ ニコスは求償権を行使できるものとします。

- (1) 会員の当行に対する被担保債務につき、弁済期が到来したとき、または期限の利益を喪失した場

合。

(2)第12条第1項または第15条に掲げる事由の一つでも該当する場合。

(3)その他、三菱UFJニコスが債権保全のために必要と認めた場合。

#### 第40条（保証の中止、解除、終了）

1.三菱UFJニコスは、保証委託の有効期限内であるかを問わず、次のいずれかに該当する場合、第1号においては会員に通知を要せず、第2号および第3号においては会員に通知することにより当然に、本保証を中止または解除することができるものとします。

(1)三菱UFJニコスが第37条第1項に基づき会員の当行に対する債務を代位弁済したにも関わらず、会員の当行に対する約定支払日から20日間以内に、会員が第38条第1項に規定する債務の全額を三菱UFJニコスに弁済しなかった場合

(2)会員の信用状態に重大な変化が生じた場合

(3)その他合理的な理由に基づき、三菱UFJニコスが本保証の解約について、当行から同意を得た場合

2.前項に基づき本保証が中止または解除された場合、会員は、これにより被担保債務の期限の利益を喪失し、または会員資格を喪失しても、一切異議を述べないものとします。

#### 第41条（弁済の充当順序）

1.会員の三菱UFJニコスに対する債務の支払いが、第38条に定める求償債権の全額に充たない場合には、支払金の求償債権への充当は三菱UFJニコスが行うものとします。

2.会員が三菱UFJニコスに対し、第38条に定める求償債務以外に他の債務を負担している場合において、会員の支払い金額が三菱UFJニコスに対する債務総額に充たないときも、前項と同様とします。

#### 第42条（債権譲渡の同意）

会員は、三菱UFJニコスが必要と認めた場合、三菱UFJニコスが会員に対して取得した求償債権を、取引金融機関（その関連会社を含みます。）・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、または担保に入れること、ならびに三菱UFJニコスが譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することに同意するものとします。

#### 第43条（連帯保証に関する費用の負担）

三菱UFJニコスが第37条に定める代位弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に要した費用および本規約から生じた一切の費用は、会員が負担するものとし、三菱UFJニコスの請求があり次第、ただちに三菱UFJニコスに支払うものとします。

[別表1] 1回払い、ボーナス一括払い、2回払い、分割払いについて

2018年10月1日現在

(1) 1回払い、ボーナス一括払い、2回払いおよび分割払いの支払回数、支払期間、手数料率(実質年率)、分割払手数料の算出方法は下記のとおりとします。

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10
支払期間(ヵ月)	1	2	3	5	6	10
手数料率(実質年率)(%)	0		12.25	13.50	13.75	14.50
利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)	0		2.04	3.40	4.08	6.80
支払回数(回)	12	15	18	20	24	ボーナス一括
支払期間(ヵ月)	12	15	18	20	24	1~6
手数料率(実質年率)(%)	14.75	15.00				0
利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	0

※一部の分割払い取扱加盟店では、指定できない支払回数があります。

※一部の加盟店では、分割払手数料等が異なる場合があります。

※ボーナス併用分割払いの場合、手数料率(実質年率)が上記と異なることがあります。

(2) 分割払いを指定した場合に支払う合計金額(以下「支払総額」といいます。)は、ショッピング利用代金(現金価格)に(1)に基づき算出される分割払手数料を加算した金額となります。また、毎月の支払金(以下「分割支払金」といいます。)は、ショッピング利用代金(現金価格)と分割払手数料をそれぞれ支払回数で除した金額の合計とし、それぞれの金額に端数が生じた場合は初回に算入するものとします。

<支払総額の具体的算定例(お支払例)>

現金価格10万円を10回払いでご利用の場合

- ・ 分割払手数料  $100,000 \text{円} \times (6.80 \text{円}/100 \text{円}) = 6,800 \text{円}$
- ・ 支払総額  $100,000 \text{円} + 6,800 \text{円} = 106,800 \text{円}$
- ・ 分割支払金  $100,000 \text{円} \div 10 \text{回} + 6,800 \text{円} \div 10 \text{回} = 10,680 \text{円}$

(3) ボーナス併用分割払いのボーナス月は、夏期と冬期の所定の月から会員が指定するものとします。また、ボーナス月加算総額はショッピング利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割(ただし、ボーナス月の加算金額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を月々の分割支払金に加算して支払うものとします。

[別表 2] リボ払いについて

2018年10月1日現在

1. 弁済の時期

会員は、毎月15日までのショッピング利用代金を翌月の約定支払日に支払うものとします。

2. 手数料率

手数料率（実質年率） 15.00%

※一部の加盟店では、リボ払い手数料等が異なる場合があります。

3. 弁済金の額の算定方法

(1) リボ払い利用残高および支払コースに基づく、毎月の弁済金

[定額方式]

締切日時点の ご利用残高	毎月の弁済金	
	Aコース	Bコース
50万円以下	1万円	2万円
50万円超 100万円以下	2万円	3万円
100万円超	3万円	4万円

[残高スライド方式]

締切日時点の ご利用残高	毎月の弁済金	
	標準コース	長期コース
10万円以下	1万円	5千円
10万円超 20万円以下	2万円	1万円
以降 10万円増すごとに	1万円ずつ加算	5千円ずつ加算

(2) 弁済金の額の具体的算定例

支払コースが定額方式 A コースで 4 月 16 日から 5 月 15 日までに 10 万円利用した場合

(1) 締切日 (5 月 15 日) リボ払い利用残高	100,000 円
毎月の弁済金 (6 月 10 日 約定支払分)	10,000 円
利用代金 (元金) 充当額	10,000 円
弁済金支払後のリボ払い利用残高	90,000 円 (100,000 円 - 10,000 円)
(2) 締切日 (6 月 15 日) リボ払い利用残高	90,000 円
毎月の弁済金 (7 月 10 日 約定支払分)	10,000 円
利用代金 (元金) 充当額	8,751 円 (10,000 円 - 1,249 円)
リボ払い未決済残高累計額	(100,000 円 × 25 日) + (90,000 円 × 6 日) = 3,040,000 円
手数料充当額	1,249 円 (3,040,000 円 × 15.00% ÷ 365 日)
弁済金支払後のリボ払い利用残高	81,249 円 (90,000 円 - 8,751 円)

[別表3] キャッシングサービスのご案内

2018年10月1日現在

融資利率（実質年率）	14.95%～17.95%（1年を365日とする日割計算）
返済方式	元利一括払い

◎担保／保証人：不要

◎ATM利用手数料（消費税込）：取引金額1万円以下 108円 / 取引金額1万円超 216円

◎遅延損害金：年率14.55%（1年を365日とする日割計算）

◎資金使途：制約なし（ただし、事業資金は除きます。）

[別表4] カードローンのご案内

2018年10月1日現在

ご返済時は毎月一定額の元金に、別途お利息が加算となる方式です。

融資利率（実質年率）	14.95%～17.95%（1年を365日とする日割計算）
返済方式	毎月元金定額返済（ボーナス併用返済、一部返済もできます。）

◎担保／保証人：不要

◎ATM利用手数料（消費税込）：取引金額1万円以下 108円 / 取引金額1万円超 216円

◎遅延損害金：年率14.55%（1年を365日とする日割計算）

◎資金使途：制約なし（ただし、事業資金は除きます。）

◎カードローンの「返済期間」「返済回数」「返済期日」「返済金額」は、会員が新規のご利用またはご返済をされた場合は変動します。

<支払例>

4月25日に20万円（実質年率17.95%）利用した場合

(1)初回支払額（6月10日） 12,065円

ご利用代金（元金）充当額 10,000円

カードローン融資残高の累計 {200,000円×21日（4月25日～5月15日）} =4,200,000円

カードローン利息充当額 2,065円（4,200,000円×17.95%÷365日）

初回支払額支払後のカードローン利用残高 190,000円（200,000円－10,000円）

(2)第2回支払額（7月10日） 13,019円

ご利用代金（元金）充当額 10,000円

カードローン融資残高の累計

{200,000円×25日（5月16日～6月9日）} + {190,000円×6日（6月10日～6月15日）}

=6,140,000円

カードローン利息充当額 3,019円（6,140,000円×17.95%÷365日）

第2回支払額支払後のカードローン利用残高 180,000円（190,000円－10,000円）

### <お問い合わせ・相談窓口等>

1. 購入した商品および権利ならびに役務等の提供等についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. カードのサービス、入退会手続き、届出事項の変更、お支払い、本規約についてのお問い合わせ・ご相談、宣伝物・印刷物の送付等営業案内の中止のお申し出、支払停止の抗弁に関する書面（第31条第4項）については、下記にご連絡ください。

株式会社ローソン銀行 ローソン銀行クレジットカードデスク

ナビダイヤル 0570-063-899 または 050-3786-6325 (9:00~17:00 年中無休)

## 個人情報の取扱いに関する同意条項

### 第1条（与信目的による個人情報の取得・保有・利用）

入会申込者および会員（以下「会員等」といいます。）は、本契約（本申込みを含みます。以下同じ。）および本契約以外の契約に係る株式会社ローソン銀行（以下「当行」といいます。）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当行が保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。

- (1) 本人を特定するための情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等および運転免許証等の記番号等）、取引目的、職業、Ponta会員ID、その他入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または当行に提出した書面等に記載された情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）。
- (2) 入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠等その他の本契約の内容に関する情報（本申込みの事実を含みます。）。
- (3) 本契約に基づく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況および電話等での問い合わせ等により当行が知りえた情報。
- (4) 本契約に関する会員等の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した資産、収入、負債、預貯金の内容、ならびに本契約以外の会員等と当行との契約により取得したカードおよびローン等の利用および支払履歴。
- (5) 当行が適法かつ適正な方法により取得した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。
- (6) 本人確認書類および収入証明書等、法令等に基づき取得が義務付けられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項。
- (7) 官報、電話帳および住宅地図等において公開されている情報。

### 第2条（与信目的以外による個人情報の取得・保有・利用・提供）

1. 会員等は、カード発行、会員管理およびカード付帯サービス（会員向け各種保障制度、各種ポイントサービス等）を含むすべてのカード機能履行のため、第1条(1)、(2)、(3)の個人情報を当行が保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。
2. 会員等は、当行が下記の目的のために第1条(1)、(2)、(3)の個人情報を当行が保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。



(1) 当行のクレジット関連事業における市場調査および商品開発。

(2) 当行のクレジット関連事業における宣伝物および印刷物の送付ならびに電話等による営業案内。

(3) 当行が加盟店等から受託して行う宣伝物および印刷物の送付ならびに電話等による営業案内。

なお、当行のクレジット関連事業とは、クレジットカードおよび融資等となります。事業内容の詳細につきましては、当行のホームページにおいてご確認ください。

3. 会員等は当行が本契約に基づく当行の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することに同意するものとします。

4. 会員等は、当行が下記の当行の提携会社に対し、下記の目的により第1条に定める個人情報のうち、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、家族構成、Ponta 会員 ID、職業、その他入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または当行に提出した書面等に記載された情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。）を、当行が保護措置を講じたうえで提供することに同意するものとします。

**【提携会社】** 株式会社ロイヤリティ マーケティング

**【目的】** 提携会社の事業における、新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスおよび宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内、カードに付帯する Ponta 会員 ID および Ponta ポイントの加算・減算のため、その他プライバシーポリシーに定められた利用目的

※提携会社における個人情報の取扱いについては個人情報保護方針等をご参照ください。

### 第3条（個人情報情報機関への登録・利用）

1. 会員等は、当行が、会員等の本契約を含む当行との与信取引に係る支払能力および返済能力の調査、契約途上における支払能力および返済能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理のために、当行が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力および返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟個人情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報機関」といいます。）に照会し、会員等の個人情報（官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失または盗難等に係り本人から申告された情報、電話帳記載の情報など、加盟個人情報機関および提携個人情報機関のそれぞれが独自に収集または登録する情報を含みます。）が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、当該個人情報を利用することに同意するものとします。なお、当行は、加盟個人情報機関および提携個人情報機関に登録されている個人の支払能力および返済能力に関する情報につきましては、割賦販売法に従い、支払能力および返済能力の調査の目的に限り利用します。

2. 会員等は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく会員等の下表「登録情報」欄①②③④記載の個人情報が、当行により加盟個人情報機関に下表に定める期間、提供および登録されることに同意するものとします。また、加盟個人情報機関および提携個人情報機関の加盟会員が、当該個人情報の提供を受け、割賦販売法に従い、会員等の支払能力および返済能力の調査の目的に限り利用することに同意するものとします。

登録情報	登録期間
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	当行が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間
③本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および取引終了日から5年以内
④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および取引終了日から5年間

(当行が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の加盟会員が利用する情報は、上記表の登録情報のうち、「④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実」となります。)

3. 会員等は、加盟信用情報機関および当該機関の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意するものとします。
4. 加盟信用情報機関の名称、所在地、お問い合わせ電話番号等は以下のとおりです。また、当行が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録または利用する場合は、別途、会員等に対し、書面により通知し、同意を得るものとします。

名称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファースト トウエスト15階	0120-810-414	<a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>

\*株式会社シー・アイ・シー (CIC) は、割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。

5. 加盟信用情報機関が提携する個人信用情報機関は以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1	03-3214-5020	<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic</a>
株式会社日本信用情報機構 (JICC)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館	0570-055-955	<a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>

6. 当行が、第4項に記載する加盟信用情報機関に登録する情報は、会員等の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号、契約の種類、契約日、利用可能枠、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、月々の請求額、支払額、支払状況、その他加盟信用情報機関が定める情報となります。
7. 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

#### 第4条 (個人情報の公的機関等への提供)

会員等は、当行が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

## 第5条（個人情報の開示・訂正・削除等）

1. 会員等は、当行、ロイヤリティ マーケティングおよび第3条第4項で記載する加盟信用情報機関に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示等するよう請求することができます。
  - (1) 当行、ロイヤリティ マーケティングに開示を求める場合には、第8条記載のお問い合わせ窓口にご連絡ください。開示等請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
  - (2) 加盟信用情報機関に開示を求める場合には、第3条第4項記載の加盟信用情報機関に連絡してください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、速やかに訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止に応じます。

## 第6条（本同意条項に不同意の場合）

1. 当行および三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）は、会員等が、本契約に必要な事項（申込書等に記入もしくは申告すべき事項）の記入もしくは申告を希望しない場合、または本同意条項（変更後のものを含みます。）の内容の全部もしくは一部に同意しない場合、本契約の締結を断りまたは退会手続きをとることがあります。
2. 前項にかかわらず、会員等が第2条第2項(1)に定める市場調査および商品開発での利用ならびに(2)および(3)に定める営業案内での利用について同意しない場合でも、これを理由に当行が本契約の締結を断りまたは退会手続きをとることはありません。ただし、当行の商品およびサービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があることを会員等はあらかじめ承認するものとします。

## 第7条（利用中止の申し出）

第2条第2項(1)に定める市場調査および商品開発での利用ならびに(2)および(3)に定める営業案内での利用につき、同意を得た範囲内で当行、ロイヤリティ マーケティングおよび三菱UFJニコスが会員等の個人情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当行、ロイヤリティ マーケティングおよび三菱UFJニコスでの利用を中止する措置をとります。中止の措置については、第8条記載のお問い合わせ窓口にご連絡ください。ただし、請求書等に同封される宣伝物および印刷物については、この限りではありません。また、当該利用中止の申し出により当行の商品およびサービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は、あらかじめ承認するものとします。

## 第8条（お問い合わせ窓口）

1. 個人情報の開示、訂正または削除等についての会員等のお問い合わせや提供または利用の中止、その他のご意見の申し出につきましては、下記ローソン銀行クレジットカードデスクにご連絡ください。なお、当行では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護統括責任者を設置しております。

株式会社ローソン銀行 ローソン銀行クレジットカードデスク

ナビダイヤル 0570-063-899 または 050-3786-6325 (9:00～17:00 年中無休)

2. 共通ポイント Ponta に関する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については、下記におたずねください。

株式会社ロイヤリティ マーケティング Ponta カスタマーセンター

0120-0-76682 または 0570-0-76682

#### 第9条 (契約不成立時および会員資格取消・退会申し出後の個人情報の利用)

1. 本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条および第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 当行は、ローソン銀行クレジットカード「ローソン Ponta プラス」会員規約第12条に定める会員資格取消等および第13条に定めるカードの退会により会員資格を喪失した後においても、第1条、第2条に定める目的で、法令等または当行が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

#### 第10条 (条項の変更)

本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

※別途当行のホームページにて、「個人情報保護方針」、「個人情報のお取扱いについて」、「個人情報情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について」を掲載しています。

### 個人情報の取扱いに関する同意条項 (三菱UFJニコス株式会社)

#### 第1条 (個人情報の取得・保有・利用)

1. 入会申込者および会員 (以下「会員等」といいます。) は、本契約に基づく保証委託契約 (契約の申込みを含みます。以下同じ。) を含む三菱UFJニコス株式会社 (以下「三菱UFJニコス」といいます。) との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報 (以下これらを総称して「個人情報」といいます。) を三菱UFJニコスが保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。
  - (1) 本人を特定するための情報 (氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等および運転免許証等の記号番号等)、職業、その他保証委託契約申込時や契約成立後に会員等が所定の申込書等に記載した、または提出した書面等に記載された情報 (これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)) 。
  - (2) 保証委託契約申込日、契約日、保証委託金額等その他の本契約に基づく保証委託契約の内容に関する情報 (本申込みの事実を含みます。)) 。
  - (3) 本契約に基づく保証委託取引状況および取引履歴、支払開始後の取引残高、取引明細、月々の支払状況および電話等での問い合わせ等により三菱UFJニコスが知りえた情報。
  - (4) 本契約に基づく保証委託取引に関する会員等の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した資産、収入、負債、預貯金の内容、ならびに本契約

以外の会員等と三菱 UFJ ニコスとの契約により取得したカードおよびローン等の利用および支払履歴。

(5)三菱 UFJ ニコスが適法かつ適正な方法により取得した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。

(6)本人確認書類および収入証明書等、法令等に基づき取得が義務付けられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項。

(7)官報、電話帳および住宅地図等において公開されている情報。

2. 三菱UFJニコスは、本契約に基づく保証委託契約に関する与信業務の一部または全部を三菱UFJニコスの提携先企業に委託する場合、個人情報の保護措置を講じたうえで、第1項により取得した個人情報を当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が利用することがあり、会員等は、これに同意するものとします。

3. 三菱UFJニコスは、三菱UFJニコスの事務（コンピュータ事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合も含まれます。）する場合、個人情報の保護措置を講じたうえで、第1項により取得した個人情報を当該業務委託先に提供し、当該企業が利用することがあり、会員等はこれに同意するものとします。

## 第2条（個人情報の銀行宛提供・利用）

会員等は、三菱UFJニコスが第1条第1項に基づき取得した個人情報を、保護措置を講じたうえで株式会社ローソン銀行（以下「ローソン銀行」といいます。）に提供し、ローソン銀行がローソン銀行クレジットカード「ローソンPontaプラス」会員規約に基づくクレジットカード取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意するものとします。

## 第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 会員等は、三菱UFJニコスが、会員等の本契約を含む三菱UFJニコスとの与信取引に係る支払能力および返済能力の調査、契約途上における支払能力および返済能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理のために、三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力および返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、会員等の個人情報（官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失または盗難等に係り本人から申告された情報、電話帳記載の情報など、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集または登録する情報を含みます。）が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、当該個人情報を利用することに同意するものとします。なお、三菱UFJニコスは、加盟信用情報機関および提携信用情報機関に登録されている個人の支払能力および返済能力に関する情報につきましては、支払能力および返済能力の調査の目的に限り利用します。

2. 会員等は、本契約に基づく保証委託契約に関する客観的な取引事実に基づく会員等の下表「登録情報」欄①②③④記載の個人情報が、三菱UFJニコスにより加盟信用情報機関に下表に定める期間、提供および登録されることに同意するものとします。また、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員が、当該個人情報の提供を受け、会員等の支払能力および返済能力の調査の目的に限り利用

することに同意するものとします。

登録情報	登録期間	
	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
① 本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間	
② 本契約に係る申込みをした事実	三菱UFJニコスが個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
③ 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および取引終了日から5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
④ 本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および取引終了日から5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

(三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の加盟会員が利用する情報は、上記表の登録情報のうち、「④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実」となります。)

3. 会員等は、加盟信用情報機関および当該機関の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意するものとします。
4. 加盟信用情報機関の名称、所在地、お問い合わせ電話番号等は以下のとおりです。また、三菱UFJニコスが本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録または利用する場合は、別途、会員等に対し、書面により通知し、同意を得るものとします。

名称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	0120-810-414	<a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>
株式会社日本信用情報機構 (JICC)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館	0570-055-955	<a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>

\*株式会社シー・アイ・シー (CIC) は、割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関であり、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を加盟会員とする個人信用情報機関です。

\*株式会社日本信用情報機構 (JICC) は、貸金業法に基づく指定信用情報機関であり、主に信販会社、メーカー系・流通系・銀行系カード会社、金融機関、消費者金融会社を加盟会員とする個人信用情報機関です。

5. 加盟信用情報機関が提携する個人信用情報機関は以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	03-3214-5020	<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>

6. 三菱UFJニコスが、第4項に記載する加盟信用情報機関に登録する情報は、会員等の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。

7. 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

#### 第4条（個人情報の公共機関等への提供）

会員等は、三菱UFJニコスが各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。また、会員等は、三菱UFJニコスが本契約に基づく保証委託契約を含む三菱UFJニコスとの取引の与信判断および与信後の管理のため、住民票等公的機関等が発行する書類を取得するに際し、公的機関等から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意するものとします。

#### 第5条（個人情報の開示・訂正・削除等）

1. 会員等は、三菱UFJニコスおよび第3条第4項で記載する加盟信用情報機関に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示等するよう請求することができます。

(1) 三菱UFJニコスに開示等を求める場合には、第7条記載のお問い合わせ窓口にご連絡ください。開示等請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示等請求手続きにつきましては、次のホームページにてご確認いただけます。

<http://cr.mufg.jp>

(2) 加盟信用情報機関に開示を求める場合には、第3条第4項記載の加盟信用情報機関に連絡してください。

2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、三菱UFJニコスは、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、速やかに訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止に応じます。

#### 第6条（本同意条項に不同意の場合）

三菱UFJニコスは、会員等が、本契約に必要な事項（申込書等に記入もしくは申告すべき事項）の記入もしくは申告を希望しない場合、または本同意条項（変更後のものを含みます。）の内容の全部もしくは一部に同意しない場合、本契約の締結を断りまたは解約手続きをとることがあります。

#### 第7条（お問い合わせ窓口）

三菱UFJニコスに対する個人情報の開示、訂正または削除等の会員等の個人情報に関する問い合わせは、下記MUFGカードコールセンターにご連絡ください。なお、三菱UFJニコスでは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。

三菱UFJニコス株式会社 MUFGカードコールセンター

ナビダイヤル 0570-050535 または 03-5489-6165<sup>(\*)</sup>

〒460-8355 愛知県名古屋市中区大須4-11-52

(\*)名古屋に着信いたします。

#### 第8条（契約不成立時の個人情報の利用）

本契約に基づく保証委託契約が不成立の場合であっても、本申込みをした事実は、第1条および第3条第2項に基づき、当該契約の不成立を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

## 第9条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲で三菱UFJニコスが変更できるものとします。

### 「楽 Pay」特約

#### 第1条（総則）

本特約は、株式会社ローソン銀行（以下「当行」といいます。）が提供する「楽 Pay」の利用について定めたものです。当行に対し、本特約およびローソン銀行クレジットカード「ローソン Ponta プラス」会員規約（以下「会員規約」といいます。）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた会員（以下「特約会員」といいます。）は、本特約に定める「楽 Pay」（以下「本サービス」といいます。）を利用することができるものとします。なお、本特約で使用する用語の意味は、特に指定のない限り、会員規約において定義した内容に従うものとします。

#### 第2条（指定金額および支払い）

1. 「指定金額」とは、本サービス利用代金および本件手数料額（以下、本サービス利用代金と本件手数料額を総称して「本サービス対象代金」といいます。）の支払いとして毎月の各約定支払日において支払う金額の上限額として、特約会員が当行所定の方法により5千円以上5千円単位（ただし、上限を10万円とします。）で指定した金額をいいます。
2. 特約会員が「指定金額」として指定できる金額は、「指定金額」の登録時点における本サービス利用代金の残高（以下「本サービス利用残高」といいます。）に応じた下表の「最低指定額」欄の金額以上の金額で、かつ5千円単位で指定した金額とします。ただし、当行が特に認めた場合はこの限りではありません。

本サービス 利用残高	20万円以下	20万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超
最低指定額	5千円	1万円	2万円	3万円

3. 特約会員が、会員規約第28条第4項(2)に定める「ボーナス加算返済の申し出」を行い、当行が認めた場合、特約会員は、本サービス対象代金の返済として、「ボーナス加算返済の申し出」の際に指定した「ボーナス月」の約定支払日に、「ボーナス加算金額」を「指定金額」に加算して支払うものとします。
4. 前二項にかかわらず、毎月の各約定支払日において本件手数料額として支払うべき金額が、「指定金額」（当該約定支払日に「ボーナス加算金額」の支払いがある場合には「指定金額」と「ボーナス加算金額」の合計額。本項において以下同じ。）を上回った場合には、特約会員は、当該約定支払日においては、本サービス対象代金の支払いとして、「指定金額」ではなく、当月の約定支払日に支払うべき本件手数料額全額を支払うものとし、特約会員はこれに同意するものとします。
5. 特約会員は、「指定金額」を変更する場合には、毎月の各約定支払日に応じて当行が定める時期までに



当行所定の方法により申し出るものとし、当該申し出を当行が適当と認めた場合に限り、当該約定支払日以降における「指定金額」の変更が行われるものとし、なお、特約会員が本項に基づく変更後の「指定金額」として指定できる金額についても、本条第 2 項の定めが適用されるものとし、

6. 本サービス登録後の特約会員の本サービス利用代金の支払方法は、会員規約第 28 条第 1 項 (1) にかかわらず、各約定支払日に支払うべき本サービス利用代金が「指定金額」の範囲内の場合は 1 回払いとし、「指定金額」を超えた場合における当該超過額についてはリボ払いとします。なお、ショッピング利用の際に 2 回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該ショッピング利用代金の支払方法はショッピング利用の際に指定した支払方式となります。ただし、当行が指定する加盟店では、すべてが 1 回払いとなる場合があります。
7. 特約会員が申し出、当行が適当と認めた場合には、特約会員は、会員規約第 29 条に従い、本サービス対象代金の全部または一部を繰上返済することができます。

### 第 3 条（手数料の計算）

特約会員は当行に対し、本サービスの手数料として、締切日の翌日から翌月の締切日までの付利単位 100 円で計算した日々の本サービス利用残高に対し、当行所定の手数料率（実質年率 15.00%）を乗じ、年 365 日で日割計算した金額を、翌々月の約定支払日に後払いするものとし、ただし、本サービスに係るカード利用の利用日から起算して最初に到来する締切日が属する月の翌月の約定支払日前日までの期間は手数料計算の対象としません。

### 第 4 条（「楽 Pay」の解除）

本サービスの利用を取止める場合は、特約会員が当行の定める方法で本特約を解約する旨の申し出を行うものとし、この際、本サービス利用残高がある場合には当行所定のリボ払いの支払コースにて支払うものとし、

### 第 5 条（特約の改定）

将来、本特約が改定された場合は、当行がその内容を通知した後に特約会員がカード利用をしたときは、当該変更事項を承認したものとみなします。

### 第 6 条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとし、

＜弁済金の額の具体的算定例＞（指定金額が 5 万円の場合）

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 1 回払いでショッピング利用をした金額が 10 万円であった場合

(1) 締切日（5 月 15 日）本サービス利用残高 100,000 円

初回弁済金（6 月 10 日）・・・50,000 円

ご利用代金（元金）充当額・・・50,000 円

初回弁済金お支払後の本サービス利用残高・・・50,000 円（100,000 円－50,000 円）

(2) 締切日（6 月 15 日）本サービス利用残高 50,000 円

第 2 回弁済金（7 月 10 日）・・・50,000 円

ご利用代金（元金）充当額・・・49,877 円

手数料充当額・・・123 円（6 月 10 日～6 月 15 日までの分）

第 2 回弁済金お支払後の本サービス利用残高・・・123 円（50,000 円－49,877 円）

（注）手数料計算方法

$\{50,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 日 (6 月 10 日} \sim 6 \text{ 月 15 日)}\} \times 15.00\% \div 365 \text{ 日} = 123 \text{ 円}$

(3) 締切日（7 月 15 日）本サービス利用残高 123 円

第 3 回弁済金（8 月 10 日）・・・616 円

ご利用代金（元金）充当額・・・123 円

手数料充当額・・・493 円（6 月 16 日～7 月 15 日までの分）

第 3 回弁済金お支払後の本サービス利用残高・・・0 円

（注）手数料計算方法

$\{50,000 \text{ 円} \times 24 \text{ 日 (6 月 16 日} \sim 7 \text{ 月 9 日)} + 100 \text{ 円}^* \times 6 \text{ 日 (7 月 10 日} \sim 7 \text{ 月 15 日)}\} \times 15.00\% \div 365 \text{ 日} = 493 \text{ 円}$

\*付利単位は 100 円となります。